

北但行政事務組合人事考査委員会規程

〔平成10年9月25日〕
訓令第2号

改正 平成17年3月18日訓令第6号 平成19年4月1日訓令第3号
平成20年3月31日訓令第3号 平成21年3月31日訓令第2号
平成25年2月21日訓令第1号 平成30年2月1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、信賞必罰の理念に従って、職員の勤務状況を考査して、善行者を顕揚するとともに非行者を戒めることにより、職員の服務の厳正と事務の能率向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(人事考査委員会)

第2条 職員の善行及び非行の考査の適正を期するため、人事考査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員2名をもって組織する。

2 委員長及び副委員長には副管理者をもって充てるものとし、副管理者において互選する。

3 委員は、会計管理者及び事務局長をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、委員長が命ずる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の結果により、意見を管理者に具申する。

(善行考査の基準)

第6条 善行考査は、概ね次の基準により行うものとする。

- (1) 常に進歩的かつ研究的態度で職務に精励し、勤務状態優秀にして、他の模範となる者
- (2) 職務上の工夫改善、調査研究等により、著しく事務能率の向上を図り、公益の利益を増進した者
- (3) 職務の内外を問わず、職員の名誉を向上した者
- (4) その他委員会において善行であると認める者

(ほう賞)

第7条 管理者は、前条各号のいずれかに該当する職員には、次のほう賞を行うことができる。

- (1) 表彰
- (2) 昇給又は昇格
(非行考査の基準)

第8条 非行考査は、概ね次の基準により行うものとする。

- (1) 執務態度が悪く、勤務成績不良の者
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った者
- (3) 故意又は過失により、組合の財産に損傷を与え、若しくは著しく組合業務を阻害した者
- (4) 職務の内外を問わず、職員の名譽を失墜した者
- (5) その他委員会において非行であると認める者
(処分)

第9条 管理者は、前条各号のいずれかに該当する職員には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づく処分のほか、訓告又は嚴重注意の処分を行うことができる。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日訓令第 6 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この規程は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 21 日訓令第 1 号）抄

(施行期日)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。